

新潟市におけるアーカイブズ事業の展開と 文書館設置の課題

新潟市文化観光・スポーツ部歴史文化課歴史資料整備室

長谷川 伸 はせがわ・しん

新潟市では、現在「(仮称)新潟市文書館」を設立するために、基本計画を策定中です。文書館整備検討委員会を開催し、新しい文書館施設における基本理念等を検討してきましたが、この2月、提言書とともに基本計画案を市長に提出したところです。

今回の紹介ではその前提となる歴史的な経緯を紹介し、新潟市のアーカイブズ事業の特徴と課題について述べたいと思います。

1. 新潟市における編さん事業の歴史と 地域資料の保存活動

戦前・戦後を通じての新潟市の歴史事業の柱は「歴史編さん」です。大正15(1926)～昭和9(1934)年の旧版『新潟市史』(上・下巻)は、市の「新潟市史編纂部」で行われ、「大正期の変貌から当市の歴史を明らかにし、将来の指針を定めるべし」という市民の声を背景に、史実に基づいた叙述、港湾編を重視した構成が新潟市の歴史書として高い評価を受けました。

昭和44(1969)～61(1986)年に編さんされた『新潟市合併町村の歴史』(新潟市合併町村史編集室)は、都道府県が編さんした、制度上の市町村の統合史である『〇〇県合併市町村史』とは趣を異にしています。当時の渡辺浩太郎市長は「新潟市の歴史と発展は、新潟町とこれに合併された町村の歴史と発展が集積されたものである。新潟町に歴史があるように、他の地区にも歴史がある。それが合併と同時に忘却され、記録として残らないことがあってはならない」(「市報にいがた」昭和44年)と発言しています。これは昭和の「被」合併町村地域の失われゆく歴史を解明し、記録に

留めて後世に残すという全国的に見ても極めて先駆的な編さん事業で、通史編4冊、史料編5冊の順で刊行されました。

この編さんを基盤として、昭和61(1986)～平成10(1998)年には、市制施行百周年記念事業として、新『新潟市史』全19巻が、図説から本編へという順で刊行されました(市総務部市史編さん室→市史編さん課)。ここでは新潟市の歴史資料を整理保存し、長く後世に伝えることが目的に掲げられています。

そして『新潟市史』刊行終了後は、平成10(1998)～23(2011)年にかけて、歴史文化課において『新潟歴史双書』9冊(平成合併前)・『新・新潟歴史双書』6冊(平成合併後)の全15冊を刊行しました。これは市民が知りたい新潟の歴史を語るには不可欠なテーマを叙述したもので、廉価で啓蒙的な内容が市民との距離を縮めたといえます。

すなわち、編さん事業が「新潟市」という自治体の過去・現在・未来を見据えた立ち位置を明らかにし、市民に「新潟」の成り立ちや文化的特徴などの歴史的な魅力を伝え、関心や意識を高揚させる中核的な役割を果たしてきたといえるのです。

その過程では、古文書等地域資料の調査も盛んに行われました。その方法は、新潟県における「現地保存主義」の実践の推進でした。古文書等地域資料は市史編さん(歴史文化)課が調査・整理・目録作成しますが、実物は必ずしも自治体側が保有・管理するのではなく、基本的には所蔵者へ返却して現地で保存します。その一方、対象となった資料は調査中にマイクロ撮影し、その後紙焼きして複製簿冊を作成し、二次資料として閲覧利用

に供する体制を築いたのです。これらは、『新潟市合併町村の歴史』『新潟市史』編さん及び、資料公開の基礎資料となるものでした。

2. 新潟市における「公文書」保存の歴史

新潟市には歴史的に公文書を保存してきた経緯があります。まず、江戸時代からの行政関係資料（市指定文化財を含む）が伝来しています。「新潟町会所文書」は、新潟町会所→新潟第一大区→新潟区→新潟市と、江戸～明治期にかけて一貫して新潟市を統括する行政機関が保管してきたものです。戦後「歴史的文書」として新潟市庶務課で分類整理され、新潟大火や新潟地震などの幾多の災害を免れて残存してきたのでした。一方「沼垂町役所文書」は、明治期以降沼垂小学校で保管されてきました。これらは、昭和49（1974）年より新潟市郷土資料館に移され、平成16（2004）年より新潟市歴史博物館で保存されています。近世～近代の訴訟や土地関係の歴史資料として重要なこれらの文書群は、元々は公文書だったのです。

次は昭和の合併町村の公文書保存です。昭和49年、新潟市郷土資料館は新潟市合併旧町村役場文書の調査を行い、残存が確認された8つの村役場文書と4つの村の区有文書については一部文書の寄託を受け、平成15（2003）年の閉館まで、新潟市郷土資料館で保存されていました。これは同時期に行われていた『新潟市合併町村の歴史』編さんと連動するものでしたが、^{じかた}地方公文書を対象にした調査保存活動としては、先駆的なものといえましょう。この歴史的な公文書資料群は、現在歴史文化課へ移管され、保存・活用されています。

次に『新潟市史』の編さん段階（市史編さん室→市史編さん課）の公文書保存です。新潟市の公文書は、昭和30（1955）年の新潟大火による焼失で、大きな被害を受けましたが、昭和30年以前のまとまった公文書の原本の一部が奇跡的に残っていました。「新潟市役所文書」（明治8～昭和31年の市議会の議案・議決関係、昭和8年より欠多し）、「青山葬祭場文書」（明治45～昭和

31年の市議会予算決算関係、明治30年～清掃衛生関係）などは、戦前期までの新潟市の行政の歩みを刻む貴重な歴史公文書といえましょう。

あわせて、この市史編さん室（課）の時代には、市役所各課、地区事務所、連絡所関係の歴史（的）公文書について、マイクロ撮影による収集（一部実物）を進めました。これらは、『新潟市史』近代・現代編編さんの重要な基礎資料となったことはいうまでもありません。

以上は年代的に古いとか、歴史的な事象と関係のある歴史資料としての評価に基づいた公文書の保存ということになりますが、新潟市の公文書の取り扱いの上で画期となったのは、平成6（1994）年の「新潟市文書規程」第66条の改正でした。この改正で保存期間が満了した文書のうち、歴史的な価値のあるものは、歴史文化課が引き継ぎ保存するものと規定されたことにより、廃棄予定公文書の選別保存を開始しました。

その結果、現在平成6～平成23（2011）年までに約6,900点の歴史（的）公文書を引き継ぎ、当課の資料庫で保存しています。現在も文書廃棄の時期には、保存期限が満了する公文書について文書作成原課から廃棄文書リストを提出してもらい、そのリストをもとに評価選別を行って歴史的に価値のあるとみられる公文書を指定して、確認の上「歴史（的）公文書」として引き継ぐ作業を行っています。

3. 公文書館機能の保持と文書館設置の課題

平成10（1998）年に新潟市史編さんが終わると、その組織は教育委員会生涯学習課にあった文化財担当部署と当時準備を始めていた博物館建設室と統合され、首長部局の中に歴史担当部門を統合した日本でも珍しい「歴史文化課」というセクションができました。その中で、市史編さんを引き継いだ歴史資料係は、前述の『新潟歴史双書』の刊行とともに、文書館設置に向けて、引き続き公文書・地域資料の調査・保存・活用を推進しました。

平成13（2001）年1月、歴史文化課は「新潟

市歴史的文書等利用要綱」を定め、所蔵する歴史資料の閲覧・公開を始めました。これは「新潟市が歴史的資料として特別に保有している文書その他の資料で、歴史文化課が管理する文書・図面等の記録資料等の『歴史的文書』の閲覧・複写等の利用に関し必要な事項を定め、歴史文化課内で利用に供することができる」とするもので、公文書館法第3条「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」に対応する形で制定したものです。すなわち新潟市は、所蔵資料を保管する書庫、閲覧のためのスペースと用具、資料を検索するための目録、閲覧・複写等に対応する利用規定を整備して文書館機能を備えた組織となり、課内室における歴史資料の公開・利用を進めてきました。

平成17(2005)年、新潟市は周辺13市町村(新潟市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村・巻町)と合併して80万人都市となり、平成19年(2007)年4月、政令指定都市に移行しました。いわゆる平成の大合併では、昭和の大合併の反省から、被合併市町村の公文書保存が叫ばれましたが、新潟市では、平成15年頃の合併協議の段階からこの問題に取り組んでいました。

平成19年、歴史資料係は歴史資料整備室となり、本格的な「文書館」の設置を目指すとともに、同年には、旧市町村から引き継いだ公文書の散逸を防ぐため、新市域6か所に「公文書分類センター」を設けました。そこで公文書の保存に基づく整理と目録作成を行い、主に庁内の公文書利用の便宜を図りました。ただし、これらは旧市町村では「永年」とか「永世・永久」といった保存対象文書と、保存年限を満了したものの業務上の理由から廃棄せず、保存年限をあらかじめ長く設定したり、保存年限を延長した「長期保存文書」で

す。そのため、文書と保存場所の管理は歴史文化課歴史資料整備室が行っていますが、文書そのものの所有権は作成原課にあるという性格の文書群です。現在、こうした「公文書分類センター」で管理している公文書の収蔵量は、書架延長で8km余りにも達しています。

今後は「公文書分類センター」を中間書庫と位置付け、選別シミュレーションをもとに作成原課と協議を重ねながら、長期保存文書の評価・選別作業に基づく歴史公文書の移管・保存に取り組んでいきたいと考えています。

このように新潟市のアーカイブズ事業には歴史的に先進性と独自性があり、独立した「(公)文書館」という建物がなくとも、既に文書館機能を保持していますが、このことが逆に文書館設置を難しくしている要因になっているとも考えられます。

しかしながら、新潟市には戦前戦後を通じて、「新潟」を知りたいという内外のニーズに的確に応えて歴史情報を発信し、その結果、新潟の歴史なら、古い資料のことなら歴史文化課へ聞けばよい、という信頼を得てきた先人たちの蓄積があります。新潟市の「文書館」は、こうした人々の思いを継承し、市民・行政の信頼をさらに発展させ、時代に即して(公)文書館機能を充実させた新たな組織を目指したいと考えます。



【写真】歴史文化課内の閲覧室と書庫